

2024年6月29日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「ゴールド・ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）」
ゴールド・マザーファンドにおける約款変更（予定）のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、「ゴールド・ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）」（以下、各ファンドといいます。）につきまして、投資対象である「ゴールド・マザーファンド」において金先物取引を利用可能とする約款変更を行なうべく、書面決議の手続きを予定しております。各ファンドへのご投資にあたりましては、十分お含み置きのうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）の対象ファンド

ゴールド・マザーファンド
ゴールド・ファンド（為替ヘッジあり）
ゴールド・ファンド（為替ヘッジなし）

2. 約款変更（予定）に関する日程

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2024年7月2日（火）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2024年8月13日（火）
◎書面決議日	: 2024年8月19日（月）
◎約款変更実施日（予定）	: 2024年8月21日（水）

3. 約款変更（予定）の内容

「ゴールド・マザーファンド」では、金ETFを主要投資対象としております。このたび米国市場の資金決済サイクルが短縮された制度変更の影響を抑えて、より効率的な運用を目指すため、当該マザーファンドにおいて金先物取引を利用可能とする約款変更を行なう予定です。

これに伴ない、各ファンドにおいても同様に、当該マザーファンド約款と平仄を合わせるため、金先物取引に関する規定を追加するべく、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

<約款変更の背景>

さて、2024年5月28日より、米国市場における制度変更として、株式等の取引に係る資金決済が「約定日の2営業日後（T+2）」から「約定日の翌営業日（T+1）」に短縮されております。

この制度変更前において、「ゴールド・マザーファンド」にてT日に金ETFを買付約定すると、T+2日に資金決済を行なっていたため、当該マザーファンドへの設定代金を充てることができ、問題は生じておりませんでした。

しかしながら、制度変更後においては、「ゴールド・マザーファンド」にてT日に金ETFを買付約定すると、T+1日の資金決済が原則となり、当該マザーファンドへの設定代金を充てることができず、資金不足となる可能性があります。

この対応策として、金先物取引を利用して実質的に金へ投資することを可能とするために約款変更を行なう予定です。

なお、金先物取引は原則、設定解約対応として限定的に利用するものであり、約款変更後においても主要投資対象が金ETFであることに変更ございません。

4. 書面決議の判定

- 当該マザーファンドの約款変更につきまして、お客様の議決権行使に基づいて、2024年8月19日に書面決議を行ないます。本書面決議は、当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンド（各ファンドを含みます。以下同じ。）で同様に実施いたしますので、書面決議における議決権の集計は次のように行なうこととします。賛成の意思表示をされた全てのベビーファンドの受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2024年7月2日現在の受益権口数を、当該マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が、2024年7月2日現在の当該マザーファンドの受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。（書面決議の対象となるベビーファンドに委託会社の保有残高がある場合は、当該保有残高相当分を除外して判定します。）
- 各ファンドの約款変更につきましても、お客様の議決権行使に基づいて、2024年8月19日に書面決議を行ないます。賛成の意思表示をされた各ファンドの受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2024年7月2日現在の受益権口数の合計が、2024年7月2日現在の各ファンドの受益権総口数の3分の2以上で、かつ当該マザーファンドの書面決議が可決された場合に、各ファンドの書面決議が可決されます。
- 上記の各書面決議にて否決された場合、当該約款変更は行ないません。書面決議の結果は、弊社ホームページ【www.nikkoam.com/】で閲覧いただけます。

以上